

四半期報告書

(第20期第1四半期)

自 平成21年10月1日
至 平成21年12月31日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

(E05206)

表 紙

第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	
1 仕入、販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4
第3 設備の状況	6
第4 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	23
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(5) 大株主の状況	23
(6) 議決権の状況	24
2 株価の推移	24
3 役員の状況	24
第5 経理の状況	25
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	26
(2) 四半期連結損益計算書	28
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	29
2 その他	36
第二部 提出会社の保証会社等の情報	37

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月12日
【四半期会計期間】	第20期第1四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第20期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第19期
会計期間	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成21年 9月30日
売上高(千円)	8,707,162	7,988,447	33,046,916
経常利益(千円)	81,114	217,745	421,818
四半期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	20,934	65,784	△585,128
純資産額(千円)	6,658,550	5,660,724	5,770,397
総資産額(千円)	12,635,487	11,915,479	11,911,097
1株当たり純資産額(円)	44,628.62	40,864.26	41,098.01
1株当たり四半期純利益金額又は 当期純損失金額(△)(円)	158.47	518.49	△4,507.28
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	154.44	504.70	—
自己資本比率(%)	46.7	43.0	44.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△369,731	209,898	266,691
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△202,585	△60,736	△165,350
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△260,268	△54,801	△89,951
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	3,875,075	4,813,408	4,719,048
従業員数(人)	564	614	629

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4 第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、従来、インターネット関連事業に含まれていたモバイルメディアレップにつきましては、ネット広告事業との関連性が増したことに伴い、当社が平成21年9月にアクセルマーク(株)から(株)メディアグロウの株式を全株取得したことから、当第1四半期連結会計期間よりネット広告事業へ事業区分を変更しております。

また、ネット広告事業に含まれていたインシッパ広告につきましては、DM事業との関連性が増したことから、当第1四半期連結会計期間よりDM事業へ事業区分を変更しております。

なお、セグメント区分変更の詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）事業の種類別セグメント情報」（34ページ）に記載しております。

また、当第1四半期連結会計期間より、投資育成事業は廃止しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	614
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	43
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。

第2【事業の状況】

1【仕入、販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間の仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントの区分を変更しております。このため、前年同四半期比較については、前第1四半期連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（%）
ネット広告事業	5,558,731	△4.1
インターネット関連事業	258,031	△29.1
DM事業	461,789	△14.5
その他の事業	127,623	△55.2
合計	6,406,176	△8.3

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメントの区分を変更しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期実績値を変更後の区分に組み替えて行っております。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（%）
ネット広告事業	6,585,654	△3.8
インターネット関連事業	542,883	△19.5
DM事業	554,266	△14.8
その他の事業	305,642	△43.0
合計	7,988,447	△8.3

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、全体の10%を越える相手先がないため記載しておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期の当社グループの経営成績は、主力のネット広告事業をはじめ各事業において減収となったことから、売上高は7,988百万円（前年同期比8.3%減）となりました。一方で、売上総利益率の改善や販売管理費の抑制等によりDM事業を除く全ての事業において営業損益が改善し、営業利益につきましては248百万円（前年同期比59.6%増）と大幅な増益となりました。

また、営業利益の増加に加え、営業外費用や特別損失が前年同期に比べて減少したこともあり、経常利益は217百万円（前年同期比168.4%増）、四半期純利益は65百万円（前年同期比214.2%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

なお、当第1四半期から事業セグメント区分の変更を行っております。以下に記載の事業別業績の前年同期比は、変更後のセグメント区分で組み替えた前年同期実績をもとに算出しております。

セグメント区分変更の詳細は、後記「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）事業の種類別セグメント情報」（34ページ）をご参照下さい。

① ネット広告事業

景気低迷によるインターネット広告の需要減退には底打ち感が見られるものの、その回復スピードは緩やかなものになっております。そうした中当社グループでは、事業としての収益性を向上させるべく、採算重視の営業活動を推進するとともに、付加価値の高いウェブソリューション分野（SEOやサイト構築等）の拡大を図りました。また、販売管理費の抑制にも引き続き取り組みました。一方、成長市場であるモバイル広告分野ではグループ体制の強化を図り、その取扱高を伸長させました。

これらの結果、当第1四半期の売上高は6,598百万円（前年同期比4.1%減）、営業利益は263百万円（前年同期比15.4%増）となりました。

② インターネット関連事業

コンテンツ領域においては、動画等の差別化コンテンツを拡充するとともに、費用対効果を重視した会員獲得プロモーションを実施するなど、広告宣伝費を抑制しつつも継続的利用が見込める会員を増加させることに注力いたしました。しかしながら、既存会員の退会率が下げ止まらず、会員数及び売上高は減少傾向にあります。一方で、販売管理費等の経費抑制に努めたことで損益面では改善いたしました。

テクノロジー領域においては、従来のメール配信ASPから注力分野であるCRM（顧客管理）サービスへの転換が進むなど堅調に推移いたしました。

これらの結果、当第1四半期の売上高は556百万円（前年同期比21.2%減）、営業利益は39百万円（前年同期は営業損失9百万円）となりました。

③ DM事業

需要が縮小する厳しい事業環境が続いており、当第1四半期の売上高は557百万円（前年同期比14.9%減）、営業利益は48百万円（前年同期比26.9%減）となりました。

④ その他の事業

コマース事業においては、広告出稿を抑制したほか、組織規模の適正化を図るなど経費削減に努めました。その結果、当第1四半期の売上高は305百万円（前年同期比43.1%減）、営業損失は5百万円（前年同期は営業損失42百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末の総資産は、前連結会計年度末に比べ4百万円増加し11,915百万円となりました。

負債については、短期借入金や未払法人税等の増加により前連結会計年度末に比べて114百万円増加し6,254百万円となりました。

純資産については、配当金の支払および自己株式の取得等により109百万円減少し5,660百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期における「現金及び現金同等物」（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末に比べて94百万円増加し4,813百万円となりました。

当第1四半期における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期における営業活動の結果得られた資金は209百万円（前年同期は369百万円の使用）となりました。

これは、税金等調整前四半期純利益196百万円、減価償却費21百万円、のれんの償却20百万円、持分法による投資損失29百万円を計上したことに加え、法人税等の支払による支出65百万円が発生したことが主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期における投資活動の結果使用した資金は60百万円（前年同期は202百万円の使用）となりました。

これは、有価証券の取得による支出29百万円、有形固定資産の取得による支出8百万円および無形固定資産の取得による支出15百万円が発生したことが主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期における財務活動の結果使用した資金は54百万円（前年同期は260百万円の使用）となりました。

これは、短期借入金による収入で資金が195百万円増加しましたが、配当金の支払による支出114百万円、長期借入金の返済による支出68百万円および自己株式の取得による支出66百万円が発生したことが主な要因であります。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に、重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

会社名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
㈱アクセス	大阪市 西区	その他の事業	販売管理 システム	141,690	5,400	自己資金、 リース	平成22年2月	—

(注) 1 完成後の増加能力については、記載が困難なため省略しております。

2 上記金額には、消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,080
計	370,080

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	134,417	134,417	ジャスダック証券取引所	(注) 2
計	134,417	134,417	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成14年12月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,373
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日から 平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,373 資本組入額 20,187
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者が下記のいずれかに該当した場合は、割り当てられた本新株予約権の未行使分が失効するものとし、以後行使することができない。 ア. 新株予約権の割当を受けた者が、次の(ア)または(イ)に該当しないで当社の取締役または従業員たる地位を失った場合 (ア) 当社の従業員の地位を喪失すると同時に当社の取締役または監査役の地位を取得した場合 (イ) 当社の従業員の地位を喪失後直ちに当社の子会社若しくは関連会社の従業員、取締役又は監査役の地位を取得した場合 イ. 新株予約権の割当を受けた者が法令または当社の内部規律に違反する行為を行った場合等、本新株予約権を行使することが相当でないといわれる事由が発生した場合 ② 本新株予約権の相続は認めない。 ③ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成15年11月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

(2) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議(平成15年12月18日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	698
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,396
新株予約権の行使時の払込金額(円)	151,500
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 151,500 資本組入額 75,750
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成15年12月18日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	990
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から 平成45年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成44年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数（個）	1,149
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,298
新株予約権の行使時の払込金額（円）	187,425
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 187,425 資本組入額 93,713
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成17年3月16日から 平成46年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）又は監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成45年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数（個）	1,419
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,419
新株予約権の行使時の払込金額（円）	240,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 240,000 資本組入額 120,000
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または 当社の関連会社の取締役または従業員の何れかの地位を 有することを要する。ただし、新株予約権者が退任また は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締 役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使す ることができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行 使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結す る「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注） 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数（個）	490
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	490
新株予約権の行使時の払込金額（円）	7
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から 平成47年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、平成46年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成47年1月1日から権利を行使することができるものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ② 会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。
取締役会決議(平成19年1月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	67
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 146,227 資本組入額 146,227
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、 当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成20年2月1日より前に任期満了 により退任した場合、上記①にかかわらず、平成20年2 月1日から平成21年1月31日までに限り新株予約権を行 使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使 することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満 の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人 による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結す る「新株予約権引受契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が所有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定します。
- ① 新株予約権者が、上記（6）で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

株主総会の特別決議(平成19年12月20日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	639
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	639
新株予約権の行使時の払込金額(円)	179,000
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 247,600 資本組入額 123,800
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注)1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が所有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定する。
- ① 上記（５）の権利行使をすることができる期間の開始日の前日のジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値（ただし、当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）が、行使価額に80%を乗じた金額（1円未満の端数は切り捨てる）を下回った場合、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の役員又は従業員のいずれかの地位を有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成20年1月17日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 160,510 資本組入額 80,255
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成21年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成21年2月1日から平成22年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。

2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定する。
- ① 新株予約権者が、上記(6)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

株主総会の特別決議(平成20年12月19日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	873
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	873
新株予約権の行使時の払込金額(円)	82,715
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 105,943 資本組入額 52,972
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会決議（平成21年1月15日）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成22年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 60,890 資本組入額 30,445
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成22年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成22年2月1日から平成23年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～平成 21年12月31日	—	134,417	—	1,997,978	—	2,420,096

- (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,848	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 127,569	127,569	同上
発行済株式総数	134,417	—	—
総株主の議決権	—	127,569	—

(注) 平成21年12月31日現在における当社所有の自己株式は8,923株であります。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱セプテーニ・ホールディングス	東京都新宿区大京町24番地	6,848	—	6,848	5.09
計	—	6,848	—	6,848	5.09

(注) 平成21年12月31日現在における当社所有の自己株式は8,923株 (6.64%)であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月
最高(円)	47,200	41,500	35,450
最低(円)	39,600	27,510	28,700

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表及び当第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）並びに当第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,813,408	4,719,048
受取手形及び売掛金	4,049,702	4,098,688
営業投資有価証券	—	※1 152,014
商品	43,182	42,165
仕掛品	8,135	4,828
貯蔵品	9,400	10,365
その他	495,862	481,790
貸倒引当金	△14,689	△14,834
流動資産合計	9,405,002	9,494,068
固定資産		
有形固定資産	※2 191,142	※2 200,696
無形固定資産		
のれん	549,163	569,348
その他	101,673	102,050
無形固定資産合計	650,837	671,399
投資その他の資産		
投資有価証券	1,071,491	934,455
その他	766,093	851,403
貸倒引当金	△169,087	△240,924
投資その他の資産合計	1,668,497	1,544,933
固定資産合計	2,510,477	2,417,029
資産合計	11,915,479	11,911,097

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,746,875	3,802,024
短期借入金	1,060,003	865,002
1年内返済予定の長期借入金	270,225	272,100
未払法人税等	83,709	65,059
賞与引当金	97,653	161,429
返品調整引当金	1,335	1,177
事業損失引当金	24,508	100,385
事務所移転費用引当金	—	10,389
その他	649,976	492,113
流動負債合計	5,934,286	5,769,681
固定負債		
長期借入金	213,300	279,450
その他	107,168	91,568
固定負債合計	320,468	371,018
負債合計	6,254,755	6,140,699
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,997,978	1,997,978
資本剰余金	3,099,204	3,099,204
利益剰余金	512,943	561,970
自己株式	△485,011	△418,093
株主資本合計	5,125,114	5,241,060
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,104	1,771
評価・換算差額等合計	3,104	1,771
新株予約権	91,564	80,509
少数株主持分	440,940	447,055
純資産合計	5,660,724	5,770,397
負債純資産合計	11,915,479	11,911,097

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	8,707,162	7,988,447
売上原価	6,964,093	6,395,855
売上総利益	1,743,068	1,592,591
返品調整引当金戻入額	1,908	1,177
返品調整引当金繰入額	2,041	1,335
差引売上総利益	1,742,935	1,592,433
販売費及び一般管理費	※1 1,587,052	※1 1,343,712
営業利益	155,883	248,720
営業外収益		
受取利息	3,901	158
受取配当金	4,068	152
投資有価証券評価益	—	5,013
その他	2,891	3,811
営業外収益合計	10,862	9,135
営業外費用		
投資有価証券評価損	49,786	—
持分法による投資損失	21,183	29,675
その他	14,661	10,434
営業外費用合計	85,630	40,110
経常利益	81,114	217,745
特別利益		
固定資産売却益	—	805
未払税務更正額戻入	13,065	—
事務所移転費用引当金戻入	—	870
その他	20	408
特別利益合計	13,085	2,083
特別損失		
固定資産除却損	22,817	—
投資有価証券評価損	—	21,439
和解金	24,000	—
その他	2,378	1,907
特別損失合計	49,195	23,346
税金等調整前四半期純利益	45,004	196,482
法人税、住民税及び事業税	57,110	78,318
法人税等調整額	△24,110	44,463
法人税等合計	32,999	122,782
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△8,929	7,915
四半期純利益	20,934	65,784

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	45,004	196,482
減価償却費	32,651	21,674
減損損失	—	1,907
のれん償却額	19,842	20,185
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	25,949	17
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△76,028	△63,776
投資有価証券評価損益 (△は益)	49,786	16,426
受取利息及び受取配当金	△7,970	△311
支払利息	5,048	4,298
持分法による投資損益 (△は益)	25,375	29,675
有形固定資産売却損益 (△は益)	—	△805
固定資産除却損	22,817	—
売上債権の増減額 (△は増加)	161,069	48,823
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△13,907	△3,357
仕入債務の増減額 (△は減少)	△395,999	△55,180
株式報酬費用	15,357	11,054
その他	△6,551	51,968
小計	△97,555	279,084
利息及び配当金の受取額	4,220	325
利息の支払額	△5,048	△4,298
法人税等の還付額	20,182	—
法人税等の支払額	△291,530	△65,213
営業活動によるキャッシュ・フロー	△369,731	209,898
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△19,725	△8,197
有形固定資産の売却による収入	—	805
のれんの取得による支出	△120,000	—
無形固定資産の取得による支出	△35,157	△15,955
投資有価証券の取得による支出	△9,337	△29,295
子会社株式の取得による支出	—	△12,489
関係会社株式の取得による支出	△5,000	—
短期貸付金の増減額 (△は増加)	607	513
その他	△13,972	3,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	△202,585	△60,736
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△589,500	195,001
長期借入れによる収入	495,000	—
長期借入金の返済による支出	△42,498	△68,025
自己株式の取得による支出	△77	△66,918
配当金の支払額	△105,683	△114,812
少数株主への配当金の支払額	△17,509	—
その他	—	△46
財務活動によるキャッシュ・フロー	△260,268	△54,801
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△832,584	94,360
現金及び現金同等物の期首残高	4,707,660	4,719,048
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,875,075	※1 4,813,408

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準の変更</p> <p>受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準第15号)および「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成19年12月27日 企業会計基準適用指針第18号)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手したソフトウェア等受注制作請負契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア等受注制作請負契約については進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のソフトウェア等受注制作請負契約については完成基準を適用しております。</p> <p>なお、この変更による損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一部の子会社について、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(投資育成事業の廃止)	<p>当社は、当第1四半期連結会計期間に投資育成事業を廃止することを決定いたしました。これにより、前連結会計年度の末日に保有していた流動資産の営業投資有価証券を当第1四半期連結会計期間より固定資産の投資有価証券へ全額振り替えるとともに、従来、売上原価に計上していた営業投資有価証券の評価損については、当第1四半期連結会計期間より特別損失の投資有価証券評価損に計上する方法に変更しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年9月30日)				
	※1 営業投資有価証券の内訳は次のとおりであります。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>直接投資分</td> <td style="text-align: right;">152,014千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">152,014千円</td> </tr> </table>	直接投資分	152,014千円	合計	152,014千円
直接投資分	152,014千円				
合計	152,014千円				
※2 有形固定資産の減価償却累計額 220,499千円	※2 有形固定資産の減価償却累計額 215,230千円				

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)																				
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">107,895千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">576,476千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">83,929千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">112,400千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">25,949千円</td> </tr> </table>	役員報酬	107,895千円	給与手当	576,476千円	賞与引当金繰入額	83,929千円	地代家賃	112,400千円	貸倒引当金繰入額	25,949千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">96,097千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">586,124千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">76,538千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td style="text-align: right;">100,982千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">17千円</td> </tr> </table>	役員報酬	96,097千円	給与手当	586,124千円	賞与引当金繰入額	76,538千円	地代家賃	100,982千円	貸倒引当金繰入額	17千円
役員報酬	107,895千円																				
給与手当	576,476千円																				
賞与引当金繰入額	83,929千円																				
地代家賃	112,400千円																				
貸倒引当金繰入額	25,949千円																				
役員報酬	96,097千円																				
給与手当	586,124千円																				
賞与引当金繰入額	76,538千円																				
地代家賃	100,982千円																				
貸倒引当金繰入額	17千円																				

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)												
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,875,075</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">3,875,075</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,875,075	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	現金及び現金同等物	3,875,075	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円) <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,813,408</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">4,813,408</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,813,408	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	現金及び現金同等物	4,813,408
現金及び預金勘定	3,875,075												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—												
現金及び現金同等物	3,875,075												
現金及び預金勘定	4,813,408												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—												
現金及び現金同等物	4,813,408												

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	134,417

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,923

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権	—	—	84,257
連結子会社		—	—	7,307
合計			—	91,564

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年11月27日 取締役会	普通株式	114,812	900	平成21年9月30日	平成21年12月21日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結累計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

(単位:千円)

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,839,997	752,784	578,539	535,841	8,707,162	—	8,707,162
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	35,573	227,816	4,319	1,703	269,412	(269,412)	—
計	6,875,571	980,600	582,858	537,544	8,976,575	(269,412)	8,707,162
営業利益又は営業損失(△)	250,824	△23,857	58,320	△42,697	242,589	(86,705)	155,883

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

事業区分	事業内容
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク
インターネット関連事業	モバイルサービス(メディア運営・コンテンツサービス)、テクノロジー (メール配信ASP、システムインテグレーション)
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行業
その他の事業	投資育成事業、各種新規事業、コマース事業

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

（単位：千円）

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,585,654	542,883	554,266	305,642	7,988,447	—	7,988,447
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	12,983	14,102	3,239	—	30,325	(30,325)	—
計	6,598,638	556,985	557,506	305,642	8,018,773	(30,325)	7,988,447
営業利益又は営業損失（△）	263,334	39,130	48,612	△5,631	345,446	(96,725)	248,720

（注）1 事業区分の方法

事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

事業区分	事業内容
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク、モバイルメディアレップ
インターネット関連事業	モバイルサービス（メディア運営・コンテンツサービス）、テクノロジー（メール配信ASP、システムインテグレーション）
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行事業
その他の事業	コマース事業、各種新規事業

当第1四半期連結会計期間より、投資育成事業は廃止しております。

3 事業区分の変更

従来、インターネット関連事業に含まれていたモバイルメディアレップにつきましては、ネット広告事業との関連性が増したことに伴い、当社が平成21年9月にアクセルマーク㈱から㈱メディアグロウの株式を全株取得したことから、当第1四半期連結会計期間よりネット広告事業へ事業区分を変更しております。

また、ネット広告事業に含まれていたインシッパ広告につきましては、DM事業との関連性が増したことから、当第1四半期連結会計期間よりDM事業へ事業区分を変更しております。

なお、この変更後の区分によった場合の事業の種類別セグメント情報は以下の通りであります。

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

（単位：千円）

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,846,264	674,161	650,894	535,841	8,707,162	—	8,707,162
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	35,573	32,742	4,319	1,703	74,338	(74,338)	—
計	6,881,838	706,903	655,214	537,544	8,781,501	(74,338)	8,707,162
営業利益又は営業損失（△）	228,133	△9,375	66,529	△42,697	242,589	(86,705)	155,883

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

（有価証券関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年12月31日）

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、投資育成事業を廃止したため、前連結会計年度の末日に保有していた営業投資有価証券は、当第1四半期連結会計期間より固定資産の投資有価証券へ全額振り替えております。

（デリバティブ取引関係）

当第1四半期連結会計期間末（平成21年12月31日）

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第1四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 11,054千円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	40,864.26円	1株当たり純資産額	41,098.01円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	158.47円	1株当たり四半期純利益金額	518.49円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	154.44円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	504.70円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	20,934	65,784
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	20,934	65,784
期中平均株式数(株)	132,103.73	126,877.33
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,448.43	3,466.33
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

2【その他】

当社は、平成21年11月27日の取締役会において剰余金の配当を決議しております。

配当金の総額及び1株当たりの金額は、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(株主資本等関係)」に記載の通りであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」（注）3事業区分の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間よりセグメント情報の事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。